平成２３年（フ）第３５９３号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目６番３号　アーバンハイツ102号
債務者　小野寺大輔
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畔木　康裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９０号
札幌市豊平区福住１条２丁目11番25号　ヴェルディコート福住102号
債務者　松田　佳子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　英祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４６号
札幌市西区八軒５条西１丁目１番64号
債務者　岡田　博昭
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８９号
名古屋市天白区中平４丁目1407番地の１　グローハイツ201号
債務者　石川　英司
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５４号
横浜市神奈川区菅田町1571番地９　三浦アパート201号
債務者　庄司　和明
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸節　　統
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８号
群馬県前橋市天川大島町1303―５　株式会社テンダイ気付、住民票上の住所群馬県前橋市苗ヶ島町2021番地16
債務者　北爪　正巳
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小暮　俊子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
島根県邑智郡邑南町戸河内884番内第１地
債務者　住田　孝重
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１４９号
岩手県紫波郡紫波町桜町字本町57番地１　岩手県立病院合同公舎201
債務者　工藤　富男
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　栄子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４５号
山口県下関市長府豊城町10番18号
債務者　田中　義輝
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
釧路市米町２丁目８番５号
債務者　薄田　政子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛冶　孝亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで　釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０４号
北海道登別市富士町６丁目２番地１
債務者　西村　五男
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
北海道室蘭市日の出町２丁目４番26号、前住所北海道室蘭市中島町２丁目29番20―408号
債務者　斎藤陽太郎
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
宮城県名取市大手町３丁目614番地
債務者　大野　文隆
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４７４号
宮城県岩沼市桑原３丁目３番20号
債務者　佐藤　孝行
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１６号
仙台市青葉区立町６番20―302号
債務者　長崎もと子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
山形県酒田市下安町10番地の10　下安荘Ａ号、前住所山形県酒田市富士見町２丁目17番地の13
債務者　伊藤　峯子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１２７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字明野９―３、住民票上の住所群馬県館林市苗木町2447番地の83
債務者　松本　美幸
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　前橋地方裁判所太田支部